

「次期水産基本計画（案）」に対する御意見の概要とそれに対する考え方

| No | 意見概要 | 次期水産基本計画 (案) 該当箇所 | 回 答 |
|----|---|----------------------|--|
| 1 | 「海岸線には多くの漁船や漁村集落が存在」という表現について、漁船数がここ10年で半減していること等を踏まえ、「海岸線には多くの漁港や漁村集落が点在」とするべき。 | まえがき | 御指摘のとおり漁船数は半減しているところですが、ここでの記載は、水産業の多面的機能を紹介するものであり、漁船が持つ機動性（国境監視や海難救助等）は依然として変わらないと考えております。 |
| 2 | 「広がり等の明るい動きが見えてきている。」という表現について、コロナ禍の影響を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症の影響に負けずに・・・広がり等の明るい動きが見えてきている。」等、前置きを付け加えるべき。 | まえがき | 当該記載部分の後に新型コロナウイルス感染症の影響を含む水産業をめぐる厳しい現状を記載しております。 |
| 3 | 「漁協の健全性を確保するとともに、海業等に取り組む漁協等の民間事業者等との連携による漁村（浜）の活性化を図っていく必要がある。」とあるが、この主語がない。誰が「海業等に取り組む漁協等の民間事業者等」と連携するのか。 | まえがき | 「海業等に取り組む漁協等の民間事業者等」の部分については、「海業等に取り組む漁協等」と「民間事業者等」の連携について記載をしているところです。 本記載全体の主語（文末の「活性化を図っていく必要がある」の主語）は、行政も含む水産業関係者全体となります。 |
| 4 | 密漁監視体制について、砂浜干潟など禁漁区域では安全面の観点から密漁者に対してはパトロールと注意が中心であり、これによる抑止効果を検証していただき | 第2-I-3-(3) | 密漁対策については、令和2年12月に施行された改正漁業法において罰則の大幅な強化を図ったところです。罰則強化による密 |

| | | | |
|---|--|-----------------|--|
| | たい。密漁抑止不足ならば現行犯逮捕・勾留など厳罰化を実施するにはどのような課題があるのか検討を始めてほしい。 | | 漁の抑止効果を最大限生かすため、関係機関と密接に連携し、総合的な密漁対策を推進してまいります。 |
| 5 | サンマやスルメイカ、鮭等の漁獲量激減は、気候変動が主因かのような表現をしているが、目先の利益確保のために、近隣諸国に輸出を促進してきたことが主因ではないか。また、密漁、乱獲により漁業資源が浪費されたのではないか。これ以上、近隣国に荒らされないよう、輸出促進はやめて、すでに6割を切っている自給率を上げていく方向に舵をきるべきではないか。 | 第2-I-4 | 近年のサンマ、スルメイカ、サケの漁獲量の減少については、複合的な原因があるものの、海洋環境の変化が大きいところです。また、第3-5において、自給率目標を定めており、本目標の達成に努めてまいります。 |
| 6 | 漁業の縮小、養殖の禁止、定置網の禁止、捕鯨・イルカ漁の禁止を求める。また、魚介代替食品の研究の推進を盛り込んでほしい。 | 第2-II-1及び2 | 各漁業において、資源の持続的な利用を確保するため、資源の適切な管理と関連する産業の健全な発展を図っていくこととしております。併せて、養殖業における環境負荷低減等についても進めてまいります。魚介代替食品の研究については、御意見として承らせていただきます。 |
| 7 | 「海業の推進や農業・加工業など他分野との連携等漁業以外での所得を確保すること」について、どこで切れるのか分かりづらい。「海業」は非常に広い概念であるため、その推進に「農業・加工業など他分野との連携」は含まれるのではないか。その場合、「海業の推進や」を削除した方が読みやすくないか。 | 第2-II-1-(1)-(イ) | 海業が漁村地域で主として展開されることとの対比で記述させていただいております。いただきました御指摘については、御意見として承らせていただきます。 |
| 8 | 「海業や渚泊等の漁業外所得確保」について、海業の定 | 第2-II-1-(1)-(イ) | 海業と渚泊（農泊）の施策としての違いを |

| | | | |
|----|---|-----------------|---|
| | 義を見る限り、海業に渚伯等が含まれるため、「海業や」は不要ではないか。 | | 明らかにするために、このような記述としてしています。ただし、渚泊が海業に含まれることは、御指摘の通りです。 |
| 9 | 日露漁業協定破棄を希望する。 | 第2-II-1-(3)-(イ) | 日口間の各種漁業協定に基づく漁業交渉については、関係者の皆様からの御意見をいただきながら、粘り強く交渉し、「第2-II-1-(3)-(イ)」に記述のとおり、資源管理措置や操業条件等の実現を図りつつ、我が国漁船の持続的な操業を確保してまいります。 |
| 10 | 捕鯨業は日本国民が食に困っていた時代に、国民の健康維持に大きく貢献したものであるが、現代において、わざわざクジラを食べたい人は全体的な割合は少ないのではないか。「国際法規にのっとり」と記載があるが、IWCを脱退し、捕鯨をやめず、激しい反対がある小型捕鯨も容認している日本政府は国際的に理解が得られないのではないか。衰退する産業は、次第になくなっていくのが自然であり、税金を使って支え続け、捕鯨業に関わる業界を支えることには賛成できない。支援するのであれば、他の魚類の資源調査や日本領海での他魚類の養殖へシフトすることを支援するべきであり、そのために新しく方向転換するよう、国をあげてそれを応援していただきたい。 | 第2-II-1-(3)-(ウ) | 我が国は、「鯨類を含む全ての水産資源は科学的根拠に基づき持続的に利用すべき。」との基本的立場を有しております。鯨類を含む水産資源全般について、その資源が持続的に利用可能であり、その資源について一定の需要があって、その資源を対象として漁業を営む者がいる限り、その資源の適切な管理と関連する産業の健全な発展を図っていくこととしています。また、御指摘のとおり、鯨類だけでなく、他の水産資源の調査を行うとともに、第2-II-1-(1)-(ア)に記載の通り、養殖業に転換する地域の漁業者の支援なども行うこととしています。 |

| | | | |
|----|--|-----------------|---|
| 11 | <p>また、昨年9月、「日本国内で販売されているイルカおよび鯨肉の水銀濃度が規制値の25倍を超える。」という報道あったところ、食用対象種小型鯨類、鯨類の水銀量の調査、再評価を希望する。</p> | 第2-II-1-(3)-(ウ) | <p>生態系（食物連鎖）の高次に位置する鯨類（クジラやイルカ）等の一部魚介類等の水銀濃度が比較的高いことは事実です。</p> <p>昭和48年、厚生労働省は、魚介類の水銀の暫定的規制値を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化等について都道府県等の自治体あて通知をしました。</p> <p>本通知を受けて、自治体は、鯨類を含む魚介類等の水銀汚染調査を行っており、暫定的規制値を超えた魚介類等については、漁獲水域を管轄する都道府県に情報提供を行う等、汚染食品の流通防止が図られているところです。</p> <p>なお、厚生労働省の「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」は、鯨類を含む魚介類等は畜肉等には含まれない有用成分が豊富に含まれていることや、食品を通じた平均の水銀摂取量は、一般に胎児への影響が懸念されるような状況ではないこと等を指摘しつつ、妊婦が注意すべき魚介類の種類とその摂食量の目安を示しており、バランスの取れた食事を勧めています。</p> |
|----|--|-----------------|---|

| | | | |
|----|--|-----------------|--|
| 12 | 「象徴的意義」としての捕鯨は水産基本計画に必須なのか。 | 第2-II-1-(3)-(ウ) | 鯨類を含む水産資源全般について、その資源が持続的に利用可能であり、その資源について一定の需要があって、その資源を対象として漁業を営む者がいる限り、その資源の適切な管理と関連する産業の健全な発展を図っていくこととしています。 |
| 13 | 外来種の密放流問題について記載をしてほしい。また、在来種が養殖外来種により交雑種となる問題の、対策ガイドラインの策定を記載して欲しい。 | 第2-II-5 | 外来種の取締りにつきましては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の第9条、第9条の2、第9条の3、第26条において規定されており、取締り権限が設定されております。また、対策ガイドラインの策定については、御意見として関係機関と共有させていただきます。 |
| 14 | 「海業」について、一昔前の単語を用いる必然性を感じない。SDGs など世界的な潮流を踏まえていくべき。また、「海業等」の「等」とは何か。海業を本計画で定義しているのだから、「等」の内容も含むように定義を見直すべきではないか。 | 第2-III-1-(1) | ご指摘のとおり「海業」は広い意味をもち、基本計画本文においても「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」と定義しています。「等」が意味するところについては、文脈によって捉え方が変わってきますが、例えば、水産に関する試験・研究等、必ずしも「事業」とは整理されない取組などを想定しています。 |
| 15 | 「NPO・ボランティア・海業に関わる人」について、NPOと海業に関わる人が同一である可能性がとても高いため、「NPO・ボランティア・海業に関わる人といった、」 | 第2-III-4 | この部分では、連携すべき公共セクターや民間セクターの例示として、列記していません。海業に従事される方が関与されるNP |

| | | | |
|----|---|------------|---|
| | を削除すべきではないか。 | | 〇はあり得ると思いますが、NPOとして、あるいは海業者としての関与の仕方は自ずから異なりますので、分けて記載しています。 |
| 16 | 藻場・干潟等の「等」は浅場なのか。その場合、後段にでてくるサンゴはこの段落にはなじまない。サンゴ礁は、水産資源を育む重要な場であることを鑑みると、「(2) サンゴ礁の保全・創造」として項目を立てた方がよいのではないか。 現状を分析するとともに、環境省などと連携して、サンゴ礁の保全・増殖を進めていくべきであり、もっと踏み込んで記載すべきではないか。 | 第2-Ⅲ-5-(1) | 藻場・干潟等の「等」については、サンゴ礁を含むものです。サンゴ礁は、多様な水生生物が生息し、豊かな漁場を育む場所であり、水産資源の増殖に大きな役割を果たしていることから、サンゴ礁の保全は極めて重要と認識しています。しかしながら、近年見られる高水温等によるサンゴ礁の大規模な衰退に対しては、従来手法では環境の変化に対応しにくい等の課題があり、そうした課題にも応えていくべく更なる技術開発に努めつつ、可能な限り速やかに保全・増殖に取り組んでいく考えです。なお、「サンゴ礁の保全・増殖に関する技術の開発・実証等」の「等」には地方公共団体や漁業者等が実施する保全・増殖事業も含んでおり、引き続き各種機関とも連携してサンゴ礁の保全・増殖に努めてまいります。 |
| 17 | 水産関係でも、ブルーカーボンは積極的に推進していくべきである。市町村ごとにブルーカーボンに関する排出権取引も試行的に行われているが、計画案の記載 | 第2-Ⅳ-3-(2) | 藻場による二酸化炭素吸収、いわゆるブルーカーボンの適切な展開には吸収量の定量化が不可欠ですが、我が国周辺にも多く見 |

内容は、評価手法の開発にとどまっている。10年間、手法の開発しかしないというような誤解を与える可能性もあるため、開発された手法を実践していくステージに移行すること等、開発の先についても記載すべきではないか。

られる海藻類の藻場に関しては、国際的に確立された吸収量の評価基準がありません。そこで、農林水産省では現在、その評価手法開発に取り組んでおり、本基本計画においても、評価手法の開発推進について記載しているところです。一方、藻場による二酸化炭素吸収能力に着目した政策を適切に展開していくためには、プロジェクトによる研究結果を踏まえることが必要であると考えております。

藻場は、水産資源の産卵、生育の場として重要な役割を果たしており、水産政策上も重要であることから、新たな水産基本計画においても、藻場の保全・創造を推進する旨をまず記載しています(P31、P43)。また、水産基本計画(案)と並行して策定作業を進めている漁港漁場整備長期計画(案)のP13に、「ブルーカーボン(海洋生態系が吸収・貯留するCO₂由来の炭素)が注目される中、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造を推進するとともに、漁業関係団体等と連携して、藻場保全活動への社会的な関心を高め、企業による社会貢献の取組など様々な活動にも働きかけを行い、藻場保全の取組を一層強化してい

| | | | |
|----|---|------|---|
| | | | く。」と記載しております。 |
| 18 | 創意工夫として産地ブランド化などの活動を行っても、行政は偽物で活動を毀損するような者を取り締まる義務がないため、事業者の意欲が上がらないのではないか。産地偽装の関与者を処罰する法整備や、産地及び流通経路証明となる体制の構築を明記してはどうか。 | 第4-4 | 第2-Ⅲ-3-(ウ)において、「加えて、水産物の産地における食品表示の適正化に向けた取組を支援する。」と追記しました。 |
| 19 | 制度については、「意見の提出期間は、原則として案の公示日から起算して30日以上とされます」となっているが、今回は1週間で基本の四分の一の期間である。これで本当にいいのか。市井の人の声をもっと大切にしたい。 | 該当無し | 水産基本計画（案）については、本パブリックコメント以外においても様々な方の御意見を伺い、検討をしてきたところです。本計画案の実施の際にも、様々な方の御意見を踏まえながら、進めていきたいと考えております。 |